

## 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種時用

### 福祉タクシー券交付について

現在、市では、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種について、医療機関等と協議を行うとともに市関係部署において調整を行い、実施に向けた準備を進めています。

このワクチン接種時の移動支援の一環として、「重度障がい者等の福祉の増進を図る」観点から、現在実施している「守谷市福祉タクシー利用券助成事業」で、ワクチン接種時の移動にご利用いただくため、利用券の追加交付を行うこととしました。

事業の概要は次のとおりです。

#### 1 事業名

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種用福祉タクシー利用料金助成事業

#### 2 対象者（守谷市福祉タクシー利用券助成事業と同じです）

市内に住所を有し、かつ、次のいずれかに該当する方。ただし、自動車税若しくは軽自動車税を減免されている方及び介護保険施設若しくは指定障害者支援施設に入所し、又は入院している方は除きます。

①身体障害者手帳1級又は2級の方

②療育手帳△（最重度）又はA（重度）の方

③70歳以上のひとり暮らしで、住民税非課税の方。ただし、同一敷地内又は同一建物内に親族その他の者と同居されている方を除きます。

④70歳以上の方のみの世帯で、かつ、住民税非課税世帯に属する方。ただし、同一敷地内又は同一建物内に親族その他の者と同居されている方を除きます。

⑤難病受給者証をお持ちの方

## 報告事項No.2

⑥精神障害者保健福祉手帳1級の方

⑦前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要であると認めた方

### 3 交付枚数

4枚（ワクチン接種2回×往復利用）

※通常の交付枚数24枚（人工透析を行っている方は48枚）  
にワクチン接種用として4枚追加交付します。

### 4 注意事項

◎ワクチン接種用のタクシー券には、「新型コロナウイルスワクチン接種用」と印字しています。

◎ワクチン接種時タクシー助成券事業（市民65歳以上の方にタクシー料金400円を助成する事業）との併用はできません。

※ワクチン接種時タクシー券助成事業との関係イメージ

